

# 「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定のポイント

- ▶ 病原性が高い新型インフルエンザの発生・流行に備え、医療、社会機能維持等の対策を強化
- ▶ 平成21年4月に発生した新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえ、病原性・感染力の程度等に応じ、実施すべき対策を決定（行動計画に記載する対策から選択）

## 【海外発生期】（海外で新型インフルが発生した状態）

- WHOによるフェーズ4宣言を受け、政府対策本部（総理が本部長）を設置
- 国際的な連携の下で情報収集（海外での発生状況、ウイルスの特徴等）の体制を強化
- 国内発生の早期発見のための国内サーベイランス・情報収集体制を強化 など

「フェーズ4」とは、コミュニティレベルでヒト-ヒト感染の継続的な発生が確認された状態



## 【国内発生早期】（いずれかの都道府県で患者発生、疫学リンクは追える）

- 積極的な感染拡大防止策を実施
- 海外での情報に加え国内での臨床情報を集約し医療機関に提供
- 国内流行に備え、医療提供体制の確保、社会機能維持のための準備等を実施 など



## 【国内感染期】（いずれかの都道府県で患者の疫学リンクが追えなくなる（都道府県によっては未発生期、発生早期のところもあり得る））

- 対策の主眼を被害軽減に切替え
- 医療体制の負荷を軽減するため、入院患者や重症者数を抑え、医療提供体制の維持に全力を注ぐ
- 欠勤者の増大が予測され、国民生活を維持するために必要なライフライン等の事業活動の継続を要請 など



## 【小康期】（患者発生が低水準にとどまり、大流行は一旦終息）

- 医療提供体制及び社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える など

### ● 検査の強化を実施

- ・ 発生が疑われる場合、WHOフェーズ4宣言前でも検査強化等の水際対策を開始（関係省庁）※
- ・ 発生国からの入国者に対し、質問票を配布・診察を実施（厚生労働省）
- ・ 有症者の隔離、感染したおそれのある者の停留・健康監視の実施（厚生労働省）
- ・ 検査実施のための海空港を集約化（厚生労働省、国土交通省）

（注1） 検査のための集約先空港に羽田を追加（現行では、成田、関西、中部、福岡）※

（注2） 検査の強化については、病原性・感染力、海外の状況等を勘案することとし、状況の変化等により、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小する旨を追加 ※

### ● 定期便の運航自粛を要請（国土交通省、厚生労働省、外務省）

### ● （定期便の運航自粛等に伴い、）在外邦人帰国のための代替的な帰国手段の方針を決定（外務省、厚生労働省、国土交通省、防衛相、海上保安庁）

### ● 都道府県等に対し、国内発生に備えた医療体制の準備を要請（厚生労働省）

- ・ 「帰国者・接触者外来」を設置するとともに、帰国者・接触者外来以外の医療機関についても院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備※
- （注） 現行「発熱外来」を「帰国者・接触者外来」に名称変更し、海外発生期での設置に前倒し（現行では、国内発生早期に設置）※
- ・ 医療機関に対し新型インフルエンザの患者等と判断された場合には直ちに保健所に連絡するよう要請（厚生労働省）※
- ・ 「帰国者・接触者相談センター」を設置※

### ● 原液保存中のプレパンデミックワクチンを製剤化し接種開始（医療従事者、社会機能維持者を対象）（厚生労働省）

（注1） 発生時に速やかに接種開始できるよう、プレパンデミックワクチンの一部を事前に製剤化して備蓄※

（注2） 接種の法的位置づけや接種順位を決定する等、接種体制を整備（厚生労働省、関係省庁）※

### ● 患者の入院措置（感染症指定医療機関への入院）を実施（厚生労働省）

### ● 患者がいる地域等での集会主催者、興行施設等の運営者に対して、活動自粛を要請（厚生労働省）

### ● 学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業等を要請（厚生労働省、文部科学省）

### ● 患者・入院患者の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化（厚生労働省等）※

### ● 地域の発生状況により「地域未発生期」、「地域発生早期」、「地域感染期」の3段階に都道府県ごとに分け、段階ごとに対応※

### ● 一般の入院医療機関での診療・治療への切り換え。病床不足の場合は、治療のため公共施設の利用を検討（厚生労働省）

（注1） 医療従事者が都道府県等の要請に対応した場合の被災補償等を検討※

（注2） 在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療で診断ができた場合、ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋の発行を検討※

### ● 都道府県等の要請に応じ、国備蓄の抗インフルエンザ薬（タミフル等）を配分（厚生労働省）

### ● 電気、ガス、水道等の事業者による事業継続を要請（関係省庁）

（注） 事業継続のための法令の弾力運用の周知※

### ● 製造・販売事業者・運送事業者等に対し、医薬品・食料品等の緊急物資の円滑な流通や運送を要請（関係省庁）※

### ● 生活関連物資等の安定化のため、買占め等を監視するとともに、国民相談窓口を設置（消費者庁、関係省庁）※

### ● 全国の事業者に対し、事業継続に不可欠な重要業務への重点化を要請（関係省庁）

### ● 中小企業等の経営安定化に資する措置を政府関係金融機関等へ要請（経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省）※

### ● 社会的弱者（障害者、高齢者等）への支援（厚生労働省）

### ● 都道府県経由で市町村に対し、火葬炉の稼働、一時的な遺体安置施設等の確保を要請（厚生労働省）

### ● 全国民に対するパンデミックワクチンの確保、接種開始（厚生労働省）

ワクチン製造用のウイルス株決定後6か月以内に全国民分のパンデミックワクチン製造を目指し、細胞培養法等の生産ラインの整備を推進

（注1） パンデミックワクチンについては、国産ワクチンの確保を原則とするが、必要に応じ輸入ワクチンも確保※

（注2） 病原性が高い等の場合は、公費で集団接種することを基本として、対策本部で接種順位等を決定し、関係者の協力の下、接種を開始※

※は、この改定案により追加等を行う事項

下線部は新型インフルエンザ専門家会議意見書からの変更箇所